

令和5年(2023年)12月

事業所・事業主のみなさま

箕面市総務部固定資産税室長

令和6年度償却資産（固定資産税）の申告について

平素は、市政諸般にわたり格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、箕面市内に事業用資産（償却資産）をお持ちのかたは、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

つきましては、申告書類をお送りしますので、時節柄何かとご多用のことと存じますが、期限内に提出していただきますようお願いいたします。

提出先 〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所 総務部 固定資産税室

TEL：072-723-2121(代表) 内線：3360、3361

提出期限 **令和6年（2024年）1月31日（水）**

注意事項 *償却資産の増減がない場合、転出・休業・廃業等している場合も、申告書の備考欄にその旨を記入の上、申告してください。

*受付印を押した申告書及び種類別明細書の控えが必要な場合は、申告書を2部提出してください。また、郵送での返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

*窓口の混雑を避けるため、できる限り電子申告又は郵送での提出をお願いします。

目次

I 償却資産のあらまし	3 課税標準額、免税点	4
1 償却資産とは	4 税率、税額	4
2 資産の種類と主な償却資産	III 申告方法、提出書類	5
3 業種ごとの主な償却資産	1 申告していただくかた	5
4 申告対象となる資産	2 申告方法	5
5 申告対象とならない資産	3 申告の区分と提出書類	6
6 家屋と償却資産の区分	4 申告書類の記入方法について	7
7 法人税・所得税との取扱いの違い	5 非課税、課税標準の特例について	13
8 課税台帳の閲覧	6 申告されないかた、虚偽の申告をされたかた	13
II 償却資産の評価と課税	7 過年度への遡及について	13
1 納税義務者	IV よくあるご質問	14
2 評価額の算出		

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは




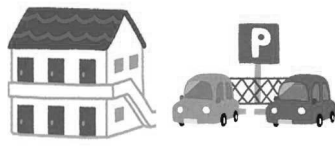

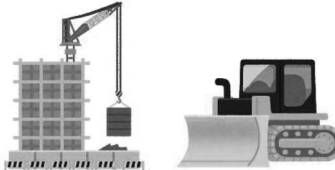
固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のものをいいます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等及びその他の無形減価償却資産並びに自動車税及び軽自動車税の課税対象となる資産は除きます。

2 資産の種類と主な償却資産

資産の種類	課税の対象となる資産（例）
構築物	舗装路面、駐輪場、アスファルト、緑化施設・庭園、門、擁壁、ブロック塀、フェンス、ネオン塔、外構工事、内装・内部造作等
機械及び装置	製造加工機械、建設工業機械、機械式駐車場設備、印刷関連業用設備、運搬設備（クレーン、コンベア等）、太陽光発電設備等
船舶	漁船、貸ボート、船等
航空機	飛行機、ヘリコプター等
車両及び運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車、構内運搬車、自転車、荷車、台車等 （自動車税や軽自動車税が課せられるものを除きます。）
工具、器具及び備品	事務机、イス、ロッカー、金庫、パソコン、サーバー、コピー機、レジスター、音響設備、応接セット、テレビ、冷暖房機、看板、測定工具、切削工具等

3 業種ごとの主な償却資産

<p style="text-align: center;">飲食店</p>  <p>厨房設備、調理台、接客用家具・備品、テレビ、冷蔵庫、レジスター、製麺機等</p>	<p style="text-align: center;">病院・薬局</p>  <p>ベッド、X線装置、電気血圧計、心電計、耳鼻科・歯科ユニット、薬品棚等</p>	<p style="text-align: center;">商店・小売店</p>  <p>レジスター、商品陳列棚・陳列ケース、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機等</p>
<p style="text-align: center;">賃貸住宅・貸駐車場</p>  <p>舗装路面、ブロック塀、フェンス、植栽、エアコン、機械式駐車設備、看板等</p>	<p style="text-align: center;">理容業・美容業</p>  <p>理容・美容イス、洗面設備、ドライヤー、タオル蒸し器、消毒殺菌設備等</p>	<p style="text-align: center;">建設業</p>  <p>ブルドーザー、大型特殊自動車、ポンプ、発電機、建設用足場、仮設用プレハブ等</p>

注 賃貸ビル等を借り受けて事業をされているかた（テナント）が、自らの事業の用に供するために取り付けた電気、ガス、給排水の各設備や内装工事、外構工事等は、テナントのかたの償却資産として課税されますので申告をお願いします。

4 申告対象となる資産

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となる資産（赤字決算等のために減価償却を行っていない場合も含む）
- (2) 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却を終えて帳簿上残存価額のみ計上されている資産（償却済み資産）
- (3) 少額資産であっても対象になる資産（下表を参照してください）

少額資産の取り扱いについて

30万円以上	個別に減価償却している資産	
20万円以上 30万円未満	中小企業特例の対象になる資産 (取得価額が30万円未満の資産の即時償却制度)	
10万円以上 20万円未満	3年で一括償却する資産	
10万円未満	一時に損金算入している資産	

- 固定資産税(償却資産)の申告が必要な資産
 固定資産税(償却資産)の申告の必要がない資産

- (4) 企業会計上、建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産であっても、その一部又は全部を令和6年1月1日現在において、事業の用に供している資産
- (5) 割賦買入資産で割賦金を完済していないものであっても、令和6年1月1日現在において、事業の用に供している資産
- (6) 遊休又は未稼働資産であっても、令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- (7) 福利厚生施設（社宅、寮、寄宿舍等用）の器具・備品、構築物等の資産
- (8) 償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）
- (9) 他の事業者にも事業用として貸し付けている資産
- (10) 清算中の法人自らが清算事務に供しているもの
- (11) 自動車税・軽自動車税の課税対象外である大型特殊自動車
- (12) 店舗や賃貸ビル等を借りて事業をされているかたが、付加した内部造作等

5 申告対象とならない資産

- (1) 家屋
- (2) 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、ソフトウェア等）
- (3) 自動車税、軽自動車税の対象資産
- (4) 耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法の規定により、一括して損金又は必要な経費に算入されているもの
- (5) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うもの

- (6) 商品・貯蔵品などの棚卸資産
- (7) ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- (8) リース契約で借りている資産（ただし、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後に資産が使用者の所有物になるような場合は賃借人が申告する必要がある資産になります）

6 家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建物附属設備がありますが、家屋の評価に含まれないものは償却資産の申告対象となりますので、申告をお願いします。

償却資産の対象となる設備等（一部抜粋）	
特定の生産又は業務の用に供するもの	機械の動力源等の動力配線設備、ネオンサイン、投光器、スクリーン、飲食店・病院等の厨房設備、洗濯設備等
独立した機器としての性格が強いもの	太陽光発電設備（屋根材として設置されたものを除く。）、受変電設備、発電設備、機械式駐車場設備等
取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの	ルームエアコン、簡易間仕切等、監視カメラ、スピーカー、電話機、LAN設備、造り付け以外の家具・カウンター等
屋外に設置されているもの	屋外に設置された電気の配線、ガスや水道の配管、外構等

7 法人税・所得税との取扱いの違い

項目	固定資産税（償却資産）	法人税・所得税
償却計算の基準日	1月1日	決算期日
減価償却の方法	定率法のみ ※減価率は法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定額法か定率法の選択制 ※建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません（圧縮前の取得価額を記入してください）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額（1円）
改良費	区分評価（改良を加えた資産と改良費を分けて評価）	原則区分評価

8 課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳に登録された価格等は、4月1日以降に所有者、納税管理人及び代理人等の申告に基づき閲覧により確認していただけます。（本人であることを確認できる免許証等の公的書類が必要です。代理人が閲覧する場合には、委任状と代理人自身の本人確認のできる公的書類が必要です。）

II 償却資産の評価と課税

1 納税義務者

会社や個人で工場や商店等の経営、駐車場やアパートの貸し付け等の事業を行い、令和6年1月1日現在、箕面市内に償却資産を所有しているかたです。

2 評価額の算出

評価額 = 取得価額（次年度以降は前年度評価額） × 減価残存率^{*}
（算出した額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額）

※減価残存率 A：前年中に取得した資産 1 - 減価率 × 1 / 2
B：前年より前に取得した資産 1 - 減価率

【減価残存率表】（一部抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率	
		A	B
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794

耐用年数	減価率	減価残存率	
		A	B
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
20	0.109	0.945	0.891
30	0.074	0.963	0.926
40	0.056	0.972	0.944
50	0.045	0.977	0.955

3 課税標準額、免税点

原則として、評価額が課税標準額になります。

ただし、特例の適用により減額される場合があります。

なお、箕面市内に所有されている償却資産の課税標準額の合計が、150万円未満の場合は課税されません。（免税点未満と判断される場合も必ず申告してください。）

4 税率、税額

課税標準額(千円未満切捨) × 税率(1.4%) = 税額(百円未満切捨)

【税額計算の例】

令和4年5月に300万円で飲食店業用設備（耐用年数8年）を取得した場合

- ・ 令和5年度の評価額 = 3,000,000円 × 0.875(減価残存率A) = 2,625,000円
- ・ 令和6年度の評価額 = 2,625,000円 × 0.750(減価残存率B) = 1,968,750円
- ・ 令和6年度の課税標準額 = 1,968,000円(千円未満切捨)
- ・ 令和6年度の税額 = 1,968,000円 × 1.4%(税率) = 27,500円(百円未満切捨)

Ⅲ 申告方法、提出書類

1 申告していただくかた

令和6年1月1日現在、箕面市内に償却資産を所有するかた

2 申告方法

(1) 一般方式（記入例は7ページ以降をご覧ください）

初年度に全資産を申告し、次年度以降は増加又は減少した資産だけを申告していただきます。

評価額、決定価格、課税標準額の計算は本市で行いますので、記入不要です。

申告書類が不足した場合は、市ホームページ「固定資産税関連/箕面市」の様式一覧からダウンロードしていただけます。

(URL:<https://www.city.minoh.lg.jp/zeimu/kotei/koteiform.html>)

固定資産税関連 箕面市

検索 

※ 受付印を押印した申告書及び種類別明細書の控えの返送をご希望される場合は申告書を2部提出し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(2) 電算処理方式（記入例は7ページ以降をご覧ください）

全資産について、評価額、決定価格、課税標準額を算出していただき、申告してください。

※ 次年度以降に一般方式に変更する場合は、変更初年度に種類別明細書で全資産を申告していただく必要があります。

(3) インターネット上から行う電子申告について

一般方式・電算処理方式のいずれも、インターネットから申告いただけます。

手続きの詳細は、eL T A X（エルタックス：地方税ポータルシステム）のホームページをご覧ください。

初めて電子申告をされる場合は、諸手続き（法務省等で発行する電子証明書の取得、eL T A Xホームページからの利用届出、地方公共団体の審査等）が必要です。

エルタックスに係る具体的な操作方法等については、下記にお問い合わせください。

e L T A X 地方税ポータルシステム <https://www.eltax.lta.go.jp>

eL T A X

検索 

e L T A Xヘルプデスク TEL:0570-081459（つながらない場合 TEL:03-5521-0019）
月曜日～金曜日 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始12/29～1/3は除く）

3 申告の区分と提出書類

(1) 一般方式のかた

① 初めて申告されるかた

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書		注意点
		増加資産・全資産用		
申告する資産があるかた	○	○		種類別明細書（増加資産・全資産用）に箕面市内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がないかた	○	—		償却資産申告書「18 備考」欄の「1. 該当資産なし」に○をつけてください。

② 前年度までに申告されたかた

申告の区分	償却資産 申告書	種類別明細書		注意点
		増加資産・全資産用	減少資産用	
資産の増減がないかた	○	—	—	償却資産申告書「18 備考」欄の「2. 資産の増減なし」に○をつけてください。
申告する資産がないかた	○	—	—	償却資産申告書「18 備考」欄の「1. 該当資産なし」に○をつけてください。
資産が増加したかた	○	○	—	種類別明細書（増加資産・全資産用）に必要項目を記入してください。
資産に異動（減少・訂正）があるかた	○	—	○	種類別明細書（減少資産用）に必要項目を記入してください。
資産が増加し、異動（減少・訂正）があるかた	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）及び種類別明細書（減少資産用）に必要項目を記入してください。
廃業・解散 市外へ移転したかた	○	—	(○)	償却資産申告書「18 備考」欄の「3. 閉鎖・転出」に○をつけてください。 (なお、前年度まで資産を所有していた場合は、種類別明細書（減少資産用）に必要項目を記入してください。)

(2) 電算処理方式のかた

償却資産 申告書	種類別明細書		注意点
	増加資産・全資産用	減少資産用	
○	○	—	種類別明細書（増加資産・全資産用）に箕面市内に所在する全資産を、償却資産申告書に評価額、決定価格、課税標準額を記入してください。なお、廃業・転出等の異動がある場合は備考欄に記入してください。

4 申告書類の記入方法について

令和 6 年 1 月 31 日
 大阪府箕面市長 上 島 一 彦 殿

令和 6 年度

※ 所有者コード
 (記 入 不 要)

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

住所 箕面市西小路4-6-1
 (又は納税通知書送付先)

個人番号又は法人番号 123456789123
 事業種目 歯科診療所
 (資本金等の額) (電話) 072-723-2121

氏名 箕面 ゆずる
 (又は納税通知書送付先)
 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所 箕面市西小路4-6-1
 (又は納税通知書送付先)

業種 平成 30 年 1 月
 経理担当 箕面 一郎
 (電話) 072-723-2121

税理士等の氏名 (電話)

法人でない店舗等の場合は、代表者が個人として申告してください。

資産の種類	取得価額	前年中に減少したもの(イ)前年中に取得したもの(ロ)前年中に減少したもの(ハ)計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) (二)	15市(区)町村内における事業所等資産の所在地	貸主の名称等
1 構築物	16,500,000	1,600,000	15市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 西小路4-6-1
2 機械及び装置	25,000,000	750,000		②
3 船舶				③
4 航空機				
5 車両及び運搬具	2,000,000	2,000,000	16借用資産 (有・無)	
6 工具、器具及び備品	13,750,000 =13,600,000	1,120,000		
7 合計	57,250,000 =57,100,000	2,350,000	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家

資産の種類 評価額 (ホ) ※ 決定価格 (ニ) ※ 課税標準額 (ト)

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬具

6 工具、器具及び備品

7 合計

法附則第〇条第〇項に該当する
 特例資産証明書の写しを添付します。

次に該当する方は〇をつけて提出してください
 1. 該当資産なし
 2. 資産の増減なし
 3. 閉鎖・転出(年 月)
 4. わがまま特別適用資産ありなし
 5. その他()・()・() 年 月

一般方式で申告する場合は、記入不要です。
 電算処理方式で申告する場合は、記入が必要です。

記載箇所		記入のしかた
1	住所	法人の場合は、法人の住所、名称、代表者名及び電話番号を記入してください。 個人の場合は、住所、氏名及び電話番号を記入してください。
2	氏名	法人でない店舗等の場合は、その代表者が個人として申告し、住所、氏名及び電話番号と併せて店舗名等(いわゆる屋号)を記入してください。(屋号だけではなく、必ず代表者氏名を記入してください。)
3	個人番号又は法人番号	マイナンバー(個人番号)又は法人番号を右詰めで記入してください。
4	事業種目(資本金等の額)	パン製造、セメント製品製造・販売、板金加工、土木建設、ガソリンスタンド等箕面市における事業の主たる事業種目を具体的に記入してください。法人の場合は、資本金等の額を記入してください。
5	事業開始年月	箕面市内において事業を開始した年月を記入してください。
6	この申告に応答する者の係及び氏名	申告担当者の氏名等を記入してください。
7	税理士等の氏名	この申告を税理士に委託された場合は、その氏名及び電話番号を記入してください。
8	短縮耐用年数の承認	
9	増加償却の届出	該当するものに○印をつけてください。
10	非課税該当資産	
11	課税標準の特例	
12	特別償却又は圧縮記帳	該当するものに○印をつけてください。(なお、償却資産の評価では、特別償却又は圧縮記帳は認められておりませんので、特別償却前・圧縮前の価額を記入してください。)
13	税務会計上の償却方法	該当するものに○印をつけてください。
14	青色申告	該当するものに○印をつけてください。
15	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	箕面市内にある資産の所在地を全て記入してください。
16	借用資産(有・無)	該当するものに○印をつけてください。「有」の場合は、貸主の名称と連絡先を記入してください。借用資産とは、土地・家屋を省いたリース資産です。
17	事業所用家屋の所有区分	該当するものに○印をつけてください。
18	備考(添付書類等)	1～5に該当する項目がある場合は、○印をつけてください。また、特例等の添付書類がある場合やその他の異動事項がある場合、申告について参考になる事項がある場合は記入してください。
取得価格	前年前に取得したもの(イ)	この額は前年度の申告書(二)の欄の額と同じです。訂正がある場合は、この欄の価格を修正し、前年度の修正申告も併せて提出してください。
	前年中に減少したもの(ロ)	種類別明細書(減少資産用)の取得価額を資産の種類別に記入してください。
	前年中に取得したもの(ハ)	種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額を資産の種類別に記入してください。
	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)	資産の種類ごとに(イ)-(ロ)+(ハ)の価額を記入してください。

※受付印を押印した申告書の返送をご希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、2部ご提出ください。

区分	確認番号	更正
3	入不	2

令和6年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一 (提出用・控え用)

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	格	課税標準額	課税標準額	課税標準額	増加事由	枚のうち		
					年	月											十億	百万
1	1	506 001 01	庭園設備	001	505	02	2 000 000	20	0.						1	9		
2	1	506 001 02	舗装工事	001	505	02	8 000 000	10	0.						1	8		
3	1	506 001 03	看板	001	505	05	1 400 000	20	0.						1	9		
4	1	506 001 04	ブロックフェンス	001	505	05	300 000	10	0.						1	2		
5	2	506 001 05	レントゲン設備	001	505	02	450 000	08	0.						1	2		
6	2	506 001 06	滅菌消毒用機械	001	505	06	500 000	04	0.						1	2		
7	6	506 001 07	エアコン	003	505	04	600 000	06	0.						1	2		
8	6	506 001 08	パソコン	001	504	06	150 000	04	0.						1	2		
9	6	506 001 09	コピー機	001	505	05	400 000	05	0.						1	2		
10	6	506 001 10	事務机	001	420	09	120 000	15	0.						1	2		
11									0.									
12									0.									
13									0.									
14									0.									
15									0.									
16									0.									
17									0.									
18									0.									
19									0.									
20									0.									
小計													13 920 000					

注 取得年月の年号の欄は、昭和の場合は3、平成は4、令和は5を記入してください。また「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古取得、3移動による受け入れ、4その他のいづれかに○印をつけてください。また、受付印を押印した種類別明細書の控えが必要な場合は、種類別明細書を2部提出してください。

記載箇所		記入のしかた
①	資産の種類	資産の種類に対する数字(1～6)を記入してください。 1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品
②	資産コード	申告年度・項・行の順番で記入してください。年号は、「昭和:3」、「平成:4」、「令和:5」の該当する数字を記載してください。 (例: 令和5年に資産を取得し、令和6年度の申告で記入される場合、資産コードは「50600101」となります。いくつか資産を取得された場合、資産コードは資産の種類が異なる場合でも「50600102」へと続けて記入してください。)
③	資産の名称等	資産の名称、形式等を具体的に記入してください。(名称が上段と同じでも、省略せずそれぞれ記入してください。)
④	数量	単位をつけずに、右詰め で数量を記入してください。一式の場合は「1」と記入してください。
⑤	取得年月	資産を取得した年月を記入してください。年号は、「昭和:3」、「平成:4」、「令和:5」の該当する数字を、年月は2桁で記載してください。 例: 令和5年6月に資産を取得した場合→50506 となります。
⑥	取得価額	資産を取得した価額(附帯費用を含む)を記入してください。改良費の支出がある場合は、本体部分と区別して記入してください。 圧縮記帳が認められている場合でも、圧縮記帳前の取得価額を記入してください。
⑦	耐用年数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1から6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。 ※平成20年度の税制改正により、耐用年数の改正があった資産については、摘要欄に改正前の耐用年数を記載してください。
⑧	増加事由	1～4の該当するものに○印をつけてください。 1. 新品取得(購入・製作・譲受その他の理由で取得した新品資産) 2. 中古品取得(購入・譲受その他の理由で取得した中古資産) 3. 移動による受入れ(企業内移動などで箕面市に所在することになった資産) 4. その他(上記以外の理由で箕面市に所在することになった資産)
⑨	摘要	特例資産又は軽減等に該当する場合は、根拠となる条項を記入してください。 例: 先端設備等 法附則第15条第45項

※ 一般の申告方法で申告される場合は、減価残存率及び価格、課税標準額について記入不要ですが、**電算処理方式の場合は、課税標準額まで算出されたものを申告してください。**
また、受付印を押印した種類別明細書(増加資産・全資産用)の控えの返送をご希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、2部ご提出ください。

区分	3	確認番号	1234567891234	要	4	更正
※記入						

種類別明細書 (減少資産用)

第号二十六号様式別表二 (提出用・控え用)

行番 号	資産の 種類	資産コード 申告 年度	資産の 名称等 (3)	数 量	取得年月 年 月	取得価額	耐用年 数	申告年 度	減少の事由及び区分				摘 要	1 枚のうち 1 枚		
									1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他				
1	1	426 001 01	可動間仕切り	001	425 05	650 000	15	1	1	2	3	4	1	2	9	
2	1	421 001 08	電気設備	001	420 04	950 000	15	1	1	2	3	4	1	2		
3	6	416 001 03	応接セット	001	415 08	250 000	05	1	1	2	3	4	1	2		大阪市内の事業所に移転
4	6	418 001 05	エアコン	001	417 10	200 000	06	1	1	2	3	4	1	2		
5	6	420 001 09	事務所用テレビ	001	419 02	300 000	05	1	1	2	3	4	1	2		
6								1	1	2	3	4	1	2		
7								1	1	2	3	4	1	2		
8								1	1	2	3	4	1	2		
9								1	1	2	3	4	1	2		
10								1	1	2	3	4	1	2		
11								1	1	2	3	4	1	2		
12								1	1	2	3	4	1	2		
13								1	1	2	3	4	1	2		
14								1	1	2	3	4	1	2		
15								1	1	2	3	4	1	2		
16								1	1	2	3	4	1	2		
17								1	1	2	3	4	1	2		
18								1	1	2	3	4	1	2		
19								1	1	2	3	4	1	2		
20								1	1	2	3	4	1	2		
			小計			2 350 000										

注 取得年月の年号の欄は、昭和の場合は3、平成は4、令和は5を記入し、「減少の事由及び区分」の欄は、いづれか該当するものに○印をつけてください。また、受付印を押印した種類別明細書の控えが必要な場合は、種類別明細書を2部提出してください。

記載箇所		記載のしかた
①	資産の種類	同封の「償却資産種類別一覧表」を基に、資産の種類・資産コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を記入してください。
②	資産コード	
③	資産の名称等	
④	数量	
⑤	取得年月	
⑥	取得価額	
⑦	耐用年数	
⑧	減少の事由及び区分	該当する事由に○印をつけてください。減少事由が売買や移動の場合は、売買先又は移動先を摘要欄に記入してください。
⑨	摘要	移動先・売却先を記入してください。その他、特記事項があれば具体的に記入してください。 (例)資産が一部減少した場合 「令和5年7月 100万円(数量4)のうち25万円(数量1)減少」

※ 名称、数量などは同じ場合でも、**省略せずそれぞれ記入してください**。また、受付印を押印した種類別明細書(減少資産用)の控えの返送をご希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、2部ご提出ください。

5 非課税、課税標準の特例について

地方税法第 348 条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。
また、地方税法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 4、法附則第 15 条等の規定に該当する償却資産については、税負担の軽減をはかるため、一定の要件を満たす場合に課税標準の特例が適用されます。

該当する資産がある場合は、申告書の右肩の「10 非課税該当資産」「11 課税標準の特例」の「有」に○をつけ、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄にその適用条項等を記載してください。

また、添付書類がある場合等は償却資産申告書の備考欄に、その旨を記載してください。

※わがまち特例については、市ホームページ「軽減措置について/箕面市」をご確認ください。(URL:<https://www.city.minoh.lg.jp/kotei/keigen.html>)

軽減措置について 箕面市

検索



※企業立地の促進に関する特例については、市ホームページ「箕面市企業立地の促進に関する条例のご案内/箕面市」をご確認ください。

(URL:<https://www.city.minoh.lg.jp/eigyoku/kigyouritti/kigyourittisokushinzyourei.html>)

企業立地の促進 箕面市

検索



6 申告されないかた、虚偽の申告をされたかた

正当な事由がなく申告されなかった場合には、地方税法第 386 条及び箕面市税条例第 28 条の規定により、過料を科せられることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、固定資産税の不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科せられることがあります。

7 過年度への遡及について

申告内容の修正や申告もれ等の場合は、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税することになります(地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により最大 5 年分)。

また、過年度分の課税が発生した場合は、一括で納付していただくことになります。

IV よくあるご質問

Q 1 償却資産に該当する資産がありませんが、それでも申告しなければいけないのですか？

A 1 申告が必要です。申告の際に、申告書の備考欄の「該当資産なし」に○を付けて提出してください。

Q 2 わずかな償却資産しか所有していない場合は、課税されないと聞きましたが、申告しなければいけませんか？

A 2 申告が必要です。償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、課税されるかどうかは申告書を基に課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。

Q 3 資産の増減や異動がなく、昨年と全く同じ申告内容でも申告は必要ですか？

A 3 申告が必要です。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。申告の際に、申告書の備考欄の「増加減少なし」に○を付けて提出してください。

Q 4 法人税・所得税が非課税ですが、償却資産の申告はしなければいけないのですか？

A 4 地方税法第348条の規定で固定資産税（償却資産）が非課税とされない限り、償却資産は課税対象となりますので、申告が必要です。

Q 5 市内で不動産を所有して賃貸業を営んでいますが、固定資産税（土地・家屋）は、もう既に毎年納めているから、それでいいですか？

A 5 土地や家屋の課税対象とは別に、駐車場やフェンス、植栽、看板、敷地内の舗装路面など、償却資産の対象となる資産があれば申告が必要です。

Q 6 テナントとして店舗を借りて事業をしている場合、どのようなものが申告の対象になりますか？

A 6 テナント等が取り付けした内部造作や電気設備などが償却資産の申告の対象となります。お持ちの器具や備品等の資産とともに申告してください。

Q 7 申告内容を誤って申告した場合どうすればよいのですか？

A 7 修正した申告書の提出をお願いします。申告の際には修正部分が分かるように備考欄等に明記してください。

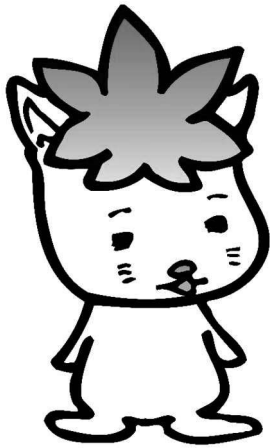
Q 8 会社の場合、決算期に合わせて申告してもいいですか？

A 8 固定資産税の賦課期日（課税の基準日）は1月1日ですので、決算期にかかわらず1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告することが義務付けられています。

申告期限間近は窓口が混雑することもあるでござる！



滝ノ道ゆずる



モミジージュヌ

お早めに申告していただきますよう
ご協力をお願いいたします。

562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市役所

総務部固定資産税室 宛



郵送で申告書を提出される場合は、
「宛名ラベル」として切り取って
封筒に添付し、ご利用ください。